

危険物の 無許可貯蔵は 法令違反です!!



罰則 規定

指定数量以上の危険物を、消防法第10条第1項に違反して貯蔵し、又は取り扱った場合、次の罰則が科されることがあります。

個人の場合

**1年以下の拘禁刑又は
100万円以下の罰金**（消防法第41条第1項第3号）

法人の場合

3,000万円以下の罰金（消防法第45条第2号）



危険物の貯蔵や取扱いをする際には、
**事前に消防局又は最寄りの消防署へ
ご相談ください。**

必要な許可の手続きや、安全な貯蔵・取扱いの方法についてご案内します。

 **084-928-1192**

福山地区消防組合